

平成31年第1回定例会

歌志内市議会会議録

第6日目（平成31年3月15日）

（午前 9時54分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に2番酒井雅勝さん、7番女鹿聡さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、市長より送付を受けた議案2件、条例・予算等審査特別委員会委員長より報告1件、湯浅議員ほかからの意見書案5件であります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 4 号

○議長（川野敏夫君） 日程第3 報告第4号議案第2号歌志内市道の駅附帯施設条例の一部を改正する条例の制定について、平成31年3月5日条例・予算等審査特別委員会付託、議案第11号平成31年度歌志内市一般会計予算、議案第12号平成31年度歌志内市営公共下水

道特別会計予算、議案第13号平成31年度歌志内市宮神威岳観光特別会計予算、議案第14号平成31年度歌志内市国民健康保険特別会計予算、議案第15号平成31年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算、議案第16号平成31年度歌志内市病院事業会計予算、以上、平成31年3月6日条例・予算等審査特別委員会付託を議題といたします。

この件について、特別委員会委員長の報告を求めます。

条例・予算等審査特別委員会委員長、本田加津子さん。

○条例・予算等審査特別委員会委員長（本田加津子君） —登壇—

報告第4号条例・予算等審査特別委員会審査報告書。

当委員会に休会中の審査として付託を受けた事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第2号歌志内市道の駅附帯施設条例の一部を改正する条例の制定について。（平成31年3月5日付託）

議案第11号平成31年度歌志内市一般会計予算、議案第12号平成31年度歌志内市営公共下水道特別会計予算、議案第13号平成31年度歌志内市宮神威岳観光特別会計予算、議案第14号平成31年度歌志内市国民健康保険特別会計予算、議案第15号平成31年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算、議案第16号平成31年度歌志内市病院事業会計予算。（平成31年3月6日付託）

2、審査の経過。

3月12日、13日、14日の3日間、本特別委員会を開催し、慎重に審査した。

3、審査の結果。

いずれも、原案のとおり可決すべきものと決定した。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第2号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号の7件について、質疑及び討論を省略し、直ちに一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに一括採決することに決しました。

これより、議案第2号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号の7件について、一括採決をいたします。

この本件に対する条例・予算等審査特別委員長の報告は、いずれも可決すべきものであります。

本件は、条例・予算等審査特別委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号の7件は、いずれも条例・予算等審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号から議案第19号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第4 議案第18号から日程第5 議案第19号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

おはようございます。

議案第18号及び議案第19号の補正予算につきまして、私から一括御提案申し上げます。

議案第18号平成30年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）。

平成30年度歌志内市一般会計補正（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額は変更なし。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので2ページをお開き願います。

7款1項とも商工費、4目公園費、28節繰出金335万1,000円の増額補正は、市営神威岳観光特別会計への繰出金ですので、その会計のところで御説明いたします。

15款1項1目とも予備費335万1,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

次に、議案第19号にまいります。

議案第19号平成30年度歌志内市営神威岳観光特別会計補正予算（第5号）。

平成30年度歌志内市営神威岳観光特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ335万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,480万8,000円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、神威岳の5ページをお開き願います。

1款1項ともスキー場事業費、1目スキー場運営費、8節報償費10万8,000円の増額補正は、指定管理者の破産手続開始の申し立てに伴い、3月4日付で指定管理者の指定を取り消した歌志内市スキー場について、建物の明け渡しや債権の届け出など、諸手続を進めるための弁護士相談料であります。

11節需用費324万3,000円の増額補正は、同スキー場において契約上、本市に支払義務のある未納電気料2カ月分と3月分の電気料を予算計上するものであります。

なお、この電気料については、破産管財人に対し、債権の届け出をする予定であります。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明しますので、神威岳の3ページをお開き願います。

1款1項とも繰入金、1目1節とも一般会計繰入金335万1,000円の増額補正は、歳入歳出予算の増額調整により一般会計から繰り入れするものであります。

以上で、議案第18号及び議案第19号の事項別明細書を含めての説明を終わりますのでよろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより議案第18号平成30年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第18号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

これより議案第19号平成30年度歌志内市宮神威岳観光特別会計補正予算（第5号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第19号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第1号から意見書案第2号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 意見書案第1号から日程第7 意見書案第2号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） ー登壇ー

意見書案第1号食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書（案）、意見書案第2号妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書（案）、以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書(案)

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されている、いわゆる食品ロスの削減は、今や我が国において喫緊の課題と言える。国内で発生する食品ロスの量は年間646万トン(2015年度)と推計されており、これは国連の世界食糧計画(WFP)が発展途上国に食糧を援助する量の約2倍に上る。政府は、国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」に沿い、家庭での食品ロスの量を2030年度までに半減させることを目指しているが、事業者を含め国民各層の食品ロスに対する取り組みや意識啓発は、いまや必要不可欠である。

食品ロスを削減していくためには、国民一人一人が各々の立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。

また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要である。

よって国におかれては、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について真摯に取り組むことを強く求める。

記

- 1 国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めたより一層の取り組みを実施すること。
- 2 商慣習の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や消費者への普及・啓発、学校等における食育・環境教育の実施など、食品ロス削減に向けての国民運動をこれまで以上に強化すること。
- 3 賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取り組みをさらに支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成31年3月15日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、環境大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書(案)

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成30年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

しかし、妊婦加算について、関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦

が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がある。

こうした指摘を受け、厚生労働省は昨年12月に平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保険医療協議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。

そこで、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために、下記の事項に取り組むことを求める。

記

1. 医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。
2. 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、予め知識を得ることができるようになること。
3. 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成31年3月15日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣

○議長（川野敏夫君） 意見書案第1号食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第1号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第2号妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書（案）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 意見書案第2号を反対の立場で討論したいと思います。

反対理由として、この意見書案は今後、厚労省が推進しようとしている施策を応援する内容のものであります。意見書案前段4行目に書いてあるような理由で新設されましたが、妊娠中

の女性への診察を評価する妊婦加算に対して、少子高齢化に逆行するなど批判が上がったことから、厚労省がことし1月1日から窓口負担を凍結したものの、当初は20年度に予定されている次の診療報酬改定に間にあうように対応を検討する方針を示しております。

そのために、各報道機関で報道されているように、第1回妊産婦に対する保健医療体制のあり方に関する検討会が、平成31年2月15日に開催し、窓口負担の準備を行っています。

今、全国で必要としていることは、誰でも身近な地域で出産できる安心・安全の助産システムをつくることであり、そのために医師を確保するとともに、正常な妊娠、出産、産後と育児のケアを担える助産師の専門性を生かす職域の確立を図ることでもあります。

そのため周産期医療ネットワーク体制の充実と、その情報システムの構築に向けて、自治体へ国の財政投入を行うことが先決と考えますので、本意見書案に反対といたします。

○議長（川野敏夫君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 私は意見書案第2号に対し、賛成の立場で討論いたします。

これまで妊産婦に対し、妊産婦が安心して子供を産み、育てられる社会となるよう、国においてはさまざまな支援策が講じられ、また妊産婦に対する医療の提供についても、周産期医療体制の整備やハイリスク妊産婦に対する診療などの充実が図られてきていますが、妊産婦の診療については通常よりも重要な対応や胎児や乳児への配慮が必要であることから、診療に積極的でない医療機関が存在するとの指摘があるため、妊産婦自身の負担にも配慮しつつ、妊産婦が安心できる医療体制をさらに充実していくことが求められています。

また、近年は出産年齢が上昇傾向にあり、一般に高齢出産の場合には特に健康管理に留意が必要となるなど、妊産婦のニーズに応じた細やかな支援がより重要となっていることから、意見書案のとおり妊産婦が安心できる医療体制の充実や健康管理を推進していくべきであると考えますので、本意見書案に賛成するものです。

議員各位の御賛同、御理解を得て、本意見書案が採択されますようお願い申し上げまして、賛成の討論といたします。

○議長（川野敏夫君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、意見書案第2号について、起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第3号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 意見書案第3号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ー登壇ー

意見書案第3号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書（案）。

上記議案を、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。
本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により関係機関に提出する
ものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により
意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

地方公務員法及び地方自治法の一部改
正における会計年度任用職員の処遇改
善と雇用安定に関する意見書（案）

総務省調査によると、2017年度の北海道と道内市町村に働く臨時・非常勤等職員は、延べ
6.3万人にのぼり、その多くが恒常的業務に従事するなど、地方行政の重要な担い手となっ
ています。また、正規職員と同様の働き方に関わらず、年収は200万円程度と圧倒的に低
く、休暇制度においても正規職員との待遇差は大きくなっており、地方自治体における正規・
非正規の賃金・労働条件の格差は拡大する一方です。

こうしたなか、2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立しまし
た。新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置づけ
るとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めています。

つきましては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤等職員の待遇改善、雇用安定の観
点から、次のことが措置されるよう強く要望いたします。

記

1. 各自治体において、地方公務員法及び地方自治法の改正趣旨が十分に反映されるよう、必
要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。
2. 非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向も踏まえ、パート
タイム労働法の趣旨を、「会計年度任用職員」に適用させるよう法整備をはかること。
3. パートタイムの「会計年度任用職員」に勤勉手当や退職手当の支給を認めていない地方自
治法を改正すること。
4. 会計年度任用職員の処遇改善、雇用安定をはかるため、任期の定めのない短時間勤務職員
制度の導入について検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成31年3月15日

北海道歌志内市議会

提 出 先

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いま
すが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。
これより、意見書案第3号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第4号及び意見書案第5号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 意見書案第4号から日程第10 意見書案第5号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ー登壇ー

意見書案第4号就労継続支援B型事業所などの報酬引き上げを求める意見書（案）、意見書案第5号教職員を増やし、長時間労働の是正を求める意見書（案）。

以上2件の議案につきまして、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

就労継続支援B型事業所などの報酬引き上げを求める意見書（案）

全国1870の事業所で作る障害者団体「きょうされん」による全国調査にもとづく「2018年度報酬改定の影響調査の結果報告」では、政府の報酬改定の影響で、障害者の就労支援を行う事業所の6割が減収になったことが明らかになりました。調査は、重度の障害があり一般企業への就労が困難な人を支援する「就労継続支援B型事業所」918カ所（有効回答866カ所）と、企業への就労を希望する人を支援する「就労移行支援事業所」145カ所の回答を集約したものです。

その結果、報酬改定前の昨年3月と改定後の同5月の基本報酬を比較したところ、就労継続B型の報酬が減収となった508事業所（58.7%）のうち、年額300万円以上の減収見込みの事業所が最も多く約34%を占め、年額200万円以上の減収予測を含めると、49.1%にもなるという深刻なものでした。

就労継続B型については、事業所が利用者に支払う工賃が少ないほど報酬が低くなる仕組みを導入したことに原因があります。重度障害がある人や精神障害がある人が多いほど、週当たりの通所日数が少なく、通所時間も短くなる傾向になるため、報酬額の減収が大きくなっています。

現場からは、「今般の報酬改定はととても理不尽で、工賃や就労支援の結果のみ重視されることとなり、B型の存続自体を危うくするものだと感じる」「週1、2日の方を受け入れることが難しくなり、切り捨てるような事業所も出てくるのではないか」などと怒りと不安の声が寄せられています。

よって、国においては、基本報酬を引き上げるなど、緊急に抜本的な対策を講じることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成31年3月15日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

教職員を増やし長時間労働の是正を

求める意見書(案)

中央教育審議会(中教審)は1月25日、教員の長時間労働の是正に向けた答申を決定し、文部科学相に提出しました。不要不急な業務の削減など、業務削減の足掛かりとなる内容がある程度盛り込まれましたが、異常な長時間労働の解消に必要な、教職員増が盛り込まれませんでした。

中教審の議論では、「持ち時間数の上限を」「人材確保、予算確保を」と、多くの委員から教職員の定数増を求める意見がだされましたが、予算を伴う抜本増は先送りされた形です。

答申は、「より短い在校時間でその成果を上げた教師に高い評価を付与する」と、「効率」や「時短」を重視する方向が打ち出されましたが、必要な授業準備や子どもへのていねいな関わりが問題視されることになれば、行き届いた教育の願いからもずれ本末転倒です。

現場から聞かれる声は、教職員1人あたり、「1日4コマ」の授業負担という国の基準がなくなったことが長時間労働の大本にあるとの指摘です。

教職員増なしに、現在の大幅な残業時間をなくそうとすれば、現場に無理が来ます。

よって国として、持ち時間数の上限を定め、そのための定数改善をおこなうことを柱に、非正規教員の正規化と待遇改善や、学校閉庁などで教員の夏休みや自主的研修の権利を保障するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成31年3月15日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣

○議長(川野敏夫君) 意見書案第4号就労継続支援B型事業所などの報酬引き上げを求める意見書(案)については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第4号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第5号教職員を増やし、長時間労働の是正を求める意見書(案)については、質疑

及び討論を省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。これより、意見書案第5号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申し出について

○議長（川野敏夫君） 日程第11 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成31年歌志内市議会第1回定例会を閉会いたします。

（午前10時21分 閉会）

市 長 挨 拶

○議長（川野敏夫君） 本定例会は任期満了に伴う最後の定例会であります。

ここで市長より御挨拶を受けたいと思います。

市長お願いします。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

皆様には、現在の任期における最後の議会となりますことから、閉会に当たりまして一言、お礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会では、御提案させていただきました新年度予算案を初め、関係議案について御審議、議決賜りましたこと、心より感謝を申し上げます。

さて、本市におきましては平成19年3月に作成されました財政健全化計画、また平成21年8月に策定された見直し後の第2次財政健全化計画を経て、現在に至るまで多くの皆様の御協力をいただく中で、持続可能な財政基盤の確立を目指し、本当に必要な事業について選択と集中を行いながら実施してまいりました。おかげさまで幾分落ち着いてきたのではないかと

思っております。

この間、平成28年に歌志内市総合計画が新たな時代に対応していくため、今後10年間にわたる指針として策定されました。

現在、多くの課題を抱えておりますことは御承知のとおりであります。歌志内の未来のために総合計画に基づき、新たなまちづくりを進めることが重要と考えておりますが、いまだ道半ばであります。

統一選挙の日も近づいてきており、慌ただしい日が続いていることと思っておりますが、皆様には引き続きそれぞれの立場で歌志内の振興発展、市民が「住んでいてよかった」と幸せを感じていただけるまちづくりのために、御指導、お力添えを賜りますようお願い申し上げますとともに、これまでの市政に対する御理解、御協力に重ねて感謝を申し上げます。お礼の御挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） 村上市長ありがとうございました。

それでは、これで終了いたします。

大変御苦労さまでした。

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 酒 井 雅 勝

署名議員 女 鹿 聡